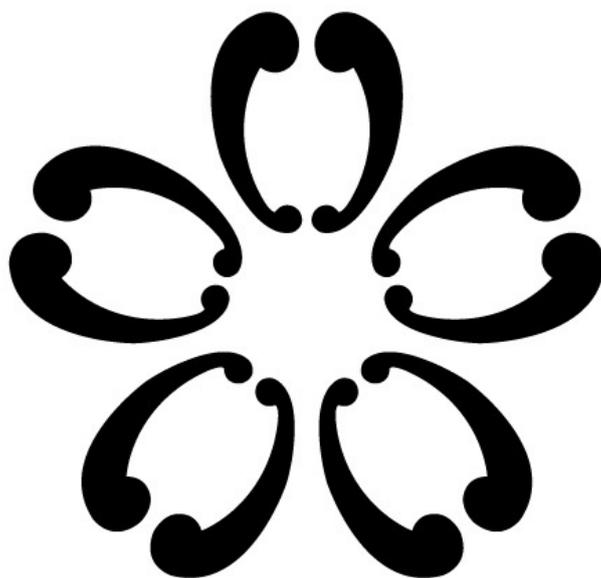


第4次佐倉市総合計画

後期基本計画【骨子案】

歴史 自然 文化のまち
～「佐倉」への思いをかたちに～

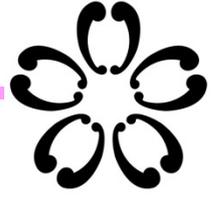


平成 27 年

目 次

I 序 論	1
第1章 計画策定にあたって	3
第1節 総合計画の目的	3
第2節 総合計画の構成	4
第2章 計画をめぐる背景	7
第1節 佐倉市の概況	7
第2節 佐倉市の主要課題	18
第3節 人口の見通し	21
II 基本計画	23
第1章 計画の体系	25
第2章 重点施策	26
第3章 基本施策の展開	27

I 序 論



第1章 計画策定にあたって

第1節 総合計画の目的

現在整理中

- ・本市は、昭和49年度の第1次佐倉市総合計画策定以来、歴史、自然、文化に恵まれた地域性に重きを置きながら、まちづくりに尽力してきた。
- ・平成23年度に策定した第4次佐倉市総合計画において、本市は、『歴史 自然 文化のまち～「佐倉」への思いをかたちに～』を将来都市像に掲げ、長い年月にわたり積み重ねてきた地域資源を次世代に引き継いでいくとともに、市民一人ひとり「佐倉への思い」がかたちになるような、すべての人に優しく活力あるまちづくりをめざし、取り組みを進めている。
- ・前期基本計画が平成27年度に終了することに加え、市を取り巻く様々な社会情勢の変化に的確に対応するため、後期基本計画を策定する。
- ・人口問題、東日本大震災を教訓とした災害対策、地方創生に係る「佐倉市版総合戦略」の策定、公共施設の老朽化対策、空き家対策など、佐倉市の課題について整理し記載する。

第2節 総合計画の構成

1 総合計画の位置づけ

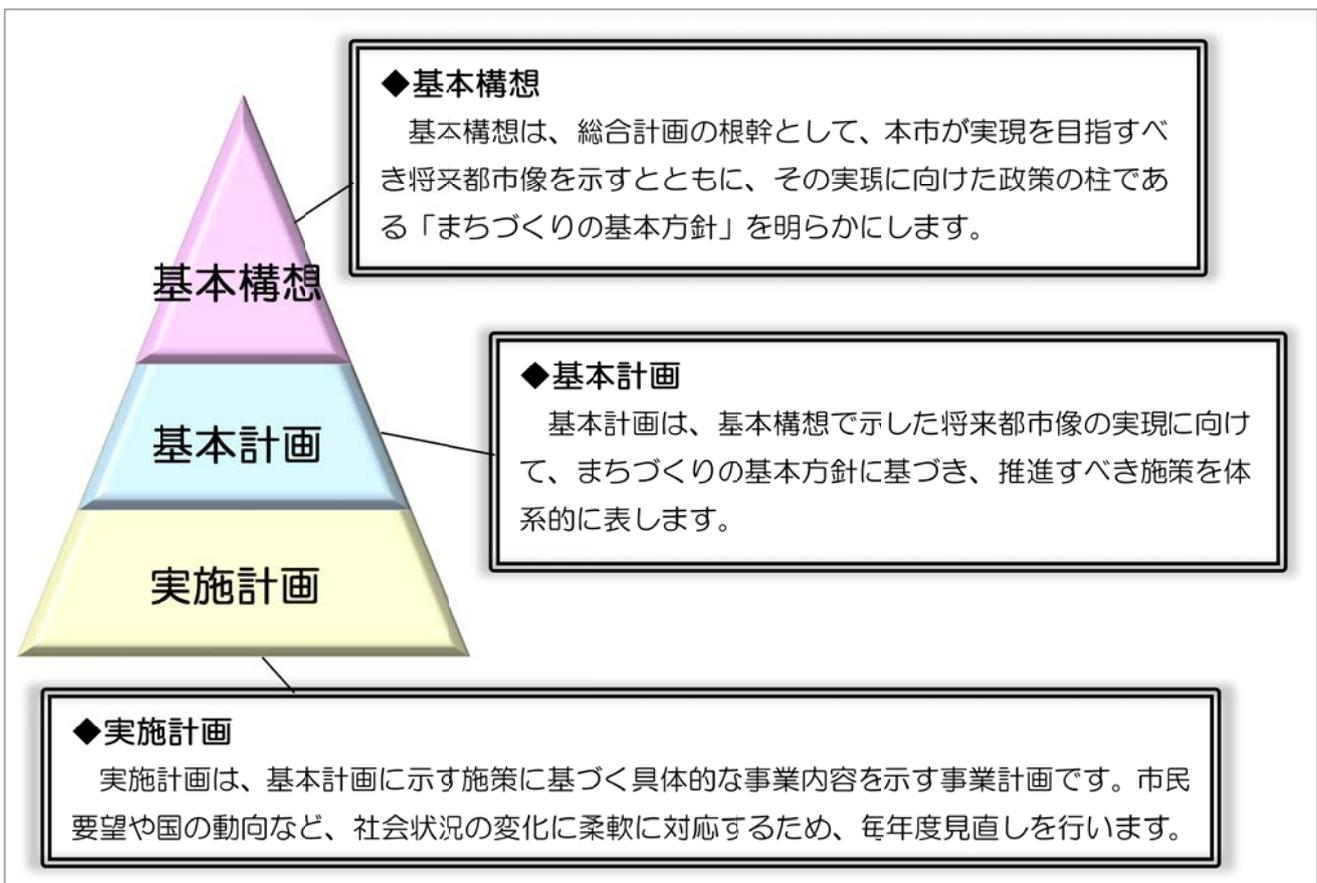
本計画は、本市のまちづくりの中心となるマスタープランというべきもので、産業、福祉、教育、都市基盤整備など、多岐にわたる個別の行政計画を統括するものです。個別の計画との整合を図りながら、まちづくり全体の方向性や重点とすべき問題など、分野横断的視点をもって佐倉市の今後の政策を定め明らかにするものです。

個別計画調査結果より、計画関連性の模式図作成予定

2 総合計画の構成

第4次佐倉市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構成となっています。この構成は、後期基本計画においても維持します。

計画の構成図

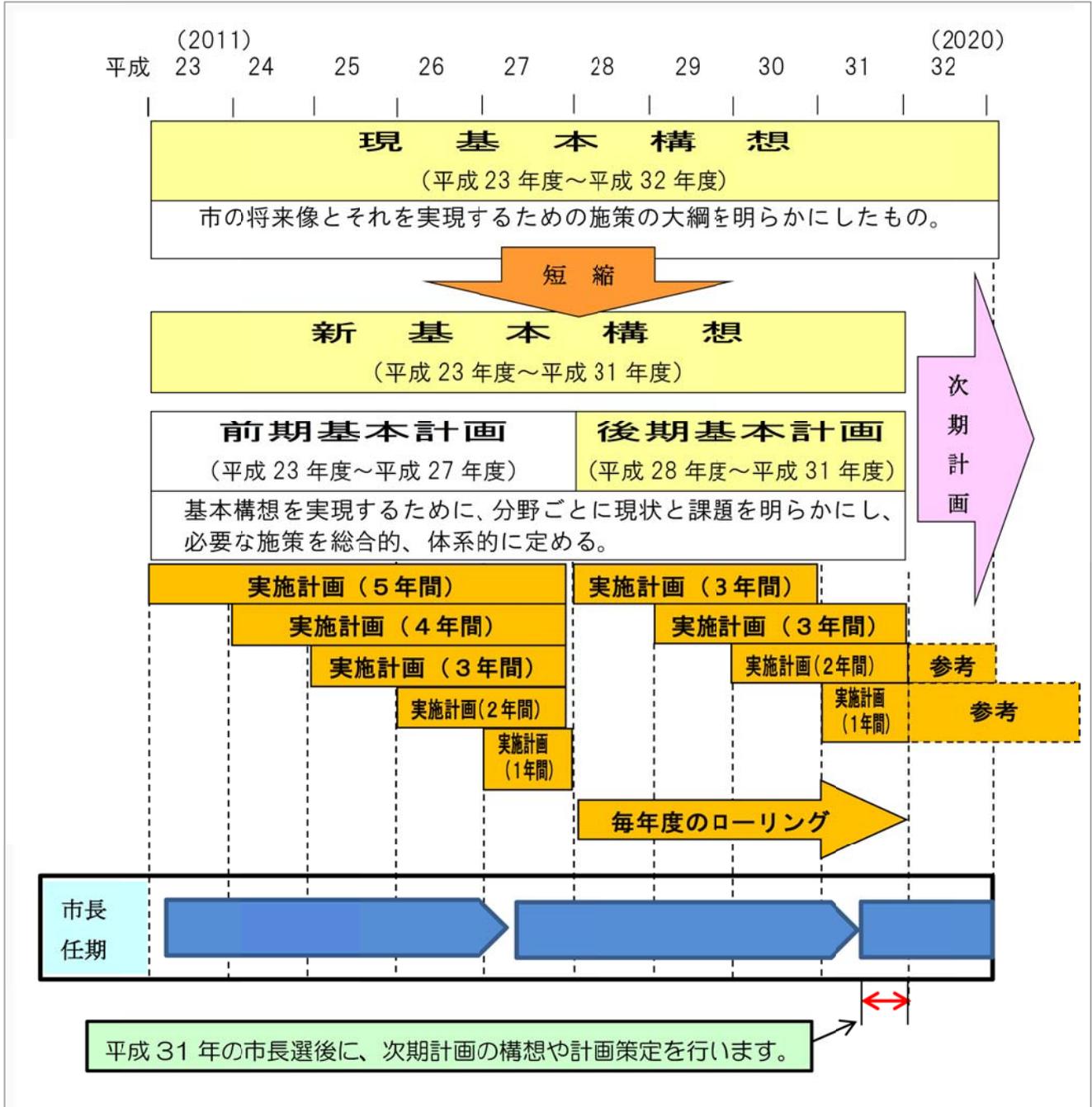


3 総合計画期間の見直し

第4次佐倉市総合計画は、策定時には平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間を計画期間としていました。しかし、まちづくりの方向性を定める総合計画は、首長の施策方針と不可分であることから、首長の任期と総合計画期間を連動させることとします。

これにともない、基本構想を1年短縮し平成31年度（2019年度）まで、基本計画も平成31年度（2019年度）までの4年間の計画とし、実施計画も3年間として毎年見直しを行います。

計画の構成と期間（イメージ図）



4 基本施策の整理・統合・追加

前期基本計画においては、57の基本施策による体系にもとづき、施策を展開してきました。しかし、基本施策のなかには類似する施策が多々あり、市民にとっての分かりにくさ、行政にとっての達成度や進捗管理の煩雑さにつながっていたため、後期基本計画策定にあたっては、基本施策の整理・統合・追加を図り、見やすく効率的な計画の見直しを行います。

第2章 計画をめぐる背景

第1節 佐倉市の概況

1 プロフィール

本市は、千葉県北部、下総台地の中央部に位置し、都心から約40kmの距離に位置しています。

また、成田国際空港から西へ約15km、県庁所在地の千葉市から北東へ約20kmの距離にあり、市北部には自然豊かな印旛沼が広がる行政面積103.69km²の首都圏近郊都市です。

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地、水田から構成されており、鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などが、印旛沼に注いでいます。標高30m前後の下総台地は北から南へ向かうほど徐々に高くなります。

また、佐倉城跡周辺、印旛沼とその周辺、南部の農村地帯などは、台地を刻む谷地形の谷津があり、多くの動植物が生息する豊かな自然に恵まれています。

公共交通機関は、京成電鉄本線、JR東日本鉄道総武本線・成田線が市の東西を横断し、都心まで約60分、成田国際空港と千葉市へはそれぞれ約20分で結ばれています。

また、市内には新交通システムのユーカリが丘線が運行されており、バス路線とともに鉄道各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっています。

道路状況は、都心と成田国際空港を結ぶ東関東自動車道水戸線が市の南部を通り、佐倉インターチェンジにより国道51号と連結され、市の東西を国道296号、南北を県道千葉臼井印西線、佐倉印西線が走り、主要な幹線道路網を形成しています。また、平成26年には勝田台・長熊線志津霊園区間が開通し、今後、国道296号線の渋滞緩和が期待されます。くわえて市外においては平成27年に圏央道神崎JC～大栄JC間が開通し、茨城県とのアクセスが向上するなど、本市への道路状況は向上しています。

地図、写真（印旛沼、佐倉城跡）
貼付予定

2 沿革

本市周辺は、印旛沼及びその周辺河川がもたらす水利の良さと、比較的温暖な気候に恵まれていたことから、古くは旧石器時代から人々が活動し、様々な時代の遺跡が数多く分布しています。

古代から中世にかけて、現在の霞ヶ浦から印旛沼、手賀沼に広がる“香取の海”とよばれる大きな内海があり、沿岸地域の人々は“香取の海”を通じて広く列島各地と交流し、特色ある文化を築き上げました。

中世には、市内に臼井城や岩富城が築城されました。戦国時代には、本佐倉城を拠点とする千葉氏や原氏などが市域周辺を支配していました。

天正18年（1590年）以降は関東に入った徳川家の支配するところとなり、その有力家臣の土井利勝によって佐倉城が築かれ、その後城下町としての機能も整備され、北総地域の重要な政治・行政の拠点として位置づけられました。また、佐倉新町を中心として商工業が発達し、江戸からの街道筋としての臼井、寒川港からの街道筋としての馬渡が宿場町として発展しました。

幕末から明治にかけては、日米修好通商条約締結交渉の幕府側責任者である堀田正睦、佐倉順天堂を開いた蘭医の佐藤泰然、洋画家の浅井忠、農学者の津田仙、日本の近代女子教育の先駆者である津田梅子や佐藤志津など、数多くの佐倉ゆかりの先覚者がいます。

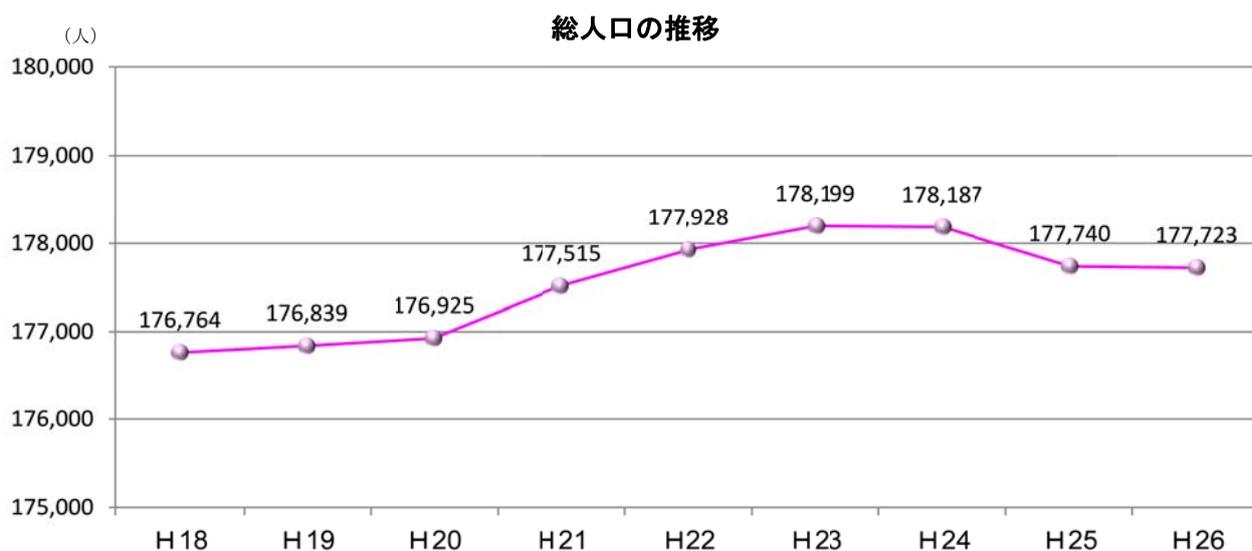
また、明治時代から第2次世界大戦の終了まで、陸軍の兵営（歩兵第2連隊・歩兵第57連隊）が佐倉城跡に置かれ、連隊の街として賑わいをみせました。

戦後の復興期を経て、昭和29年3月に、佐倉町・臼井町・志津村・根郷村・弥富村・和田村の6町村の合併により、佐倉市が誕生しました。その後、旭村及び四街道町（当時）の一部が編入され現在に至っています。

3 人口

本市の人口は、これまで緩やかな増加傾向でしたが、平成23年の178,199人をピークにわずかでずつつではあります減少局面に入っており、平成26年の人口は平成23年比で476人の減少となっています。

平成18年以降の年齢3区分別人口をみると、65歳以上の老年人口は増加の一途をたどる一方で、生産年齢人口は減少を続けています。年少人口は、22,000人前後で推移しながらもゆるやかに減少しています。



資料：住民基本台帳

4 財政

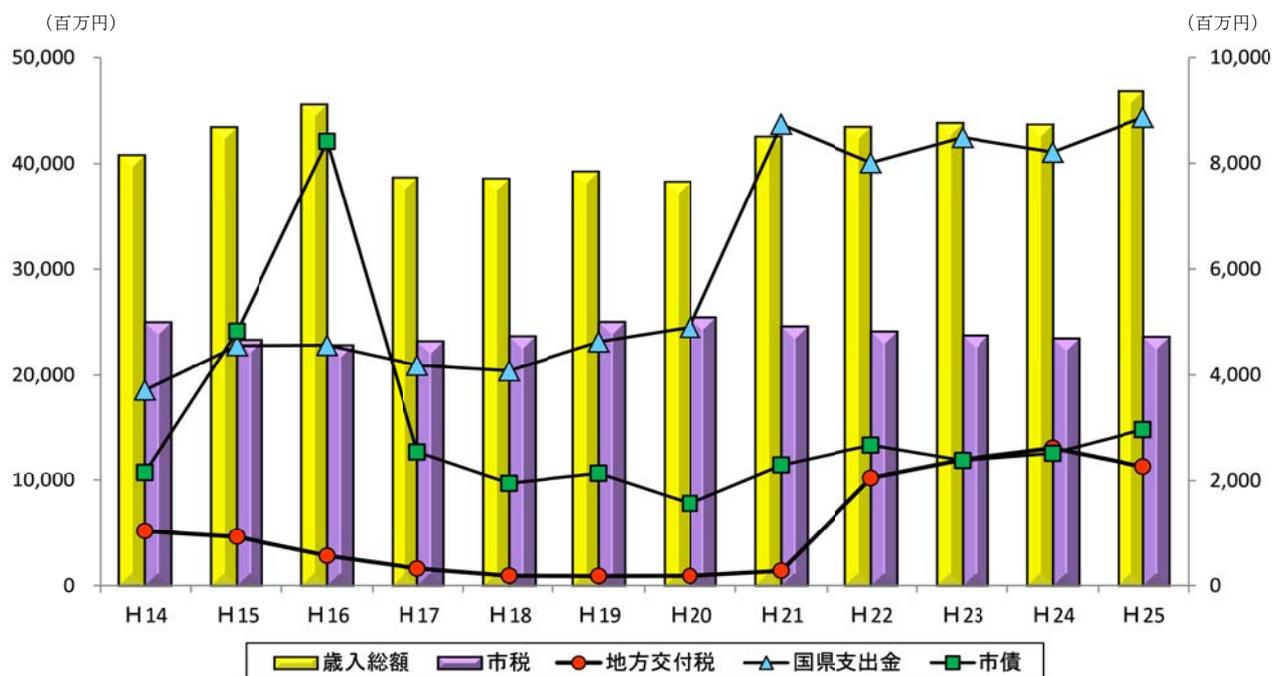
(1) 歳入（一般会計）

本市の歳入は、平成17年～平成20年にかけて400億円を割りこんでいましたが、平成21年以降おおむね430億円前後で推移し、平成25年には平成14年以降もっとも多い約468億円となっています。市税は、おおむね240億円で推移し、歳入の約5割を占めています。また地方交付税は平成22年に、国県支出金は平成21年に大幅に増額しています。市債は、平成16年に約84億円発行したのをピークに、毎年20億円～30億円の間で推移しています。

歳入（一般会計）の推移

(単位：百万円)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
歳入総額	40,774	43,417	45,577	38,650	38,564	39,220	38,263	42,540	43,461	43,839	43,688	46,825
市税	25,009	23,346	22,846	23,201	23,677	25,035	25,453	24,606	24,129	23,767	23,480	23,627
地方交付税	1,043	932	570	325	187	182	184	283	2,051	2,394	2,616	2,261
国県支出金	3,714	4,556	4,564	4,182	4,079	4,629	4,903	8,735	8,008	8,488	8,208	8,868
市債	2,154	4,830	8,409	2,540	1,950	2,140	1,568	2,291	2,669	2,380	2,515	2,963



資料：佐倉市統計

(2) 歳出（性質別）

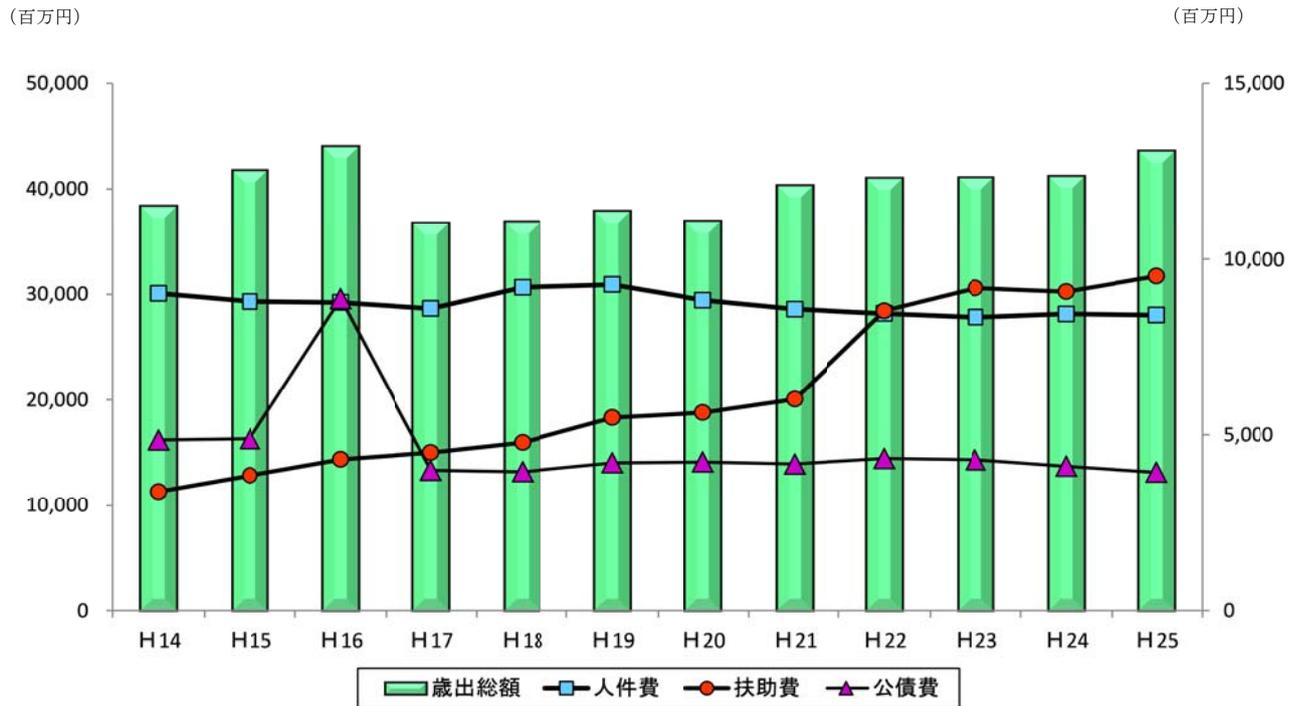
本市の歳出も、平成17年～平成20年にかけて400億円を割りこんでいましたが、平成21年以降おおむね400億円を越え増加傾向で推移しており、平成25年には約437億円となっています。人件費は、平成19年の約93億円をピークに減少傾向にあります。また扶助費は平成22年に大幅に増額しています。公債は、平成16年の約89億円をピークに、毎年40億円前後で推移しています。

歳出（性質別）の推移

（単位：百万円）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
歳出総額	38,419	41,802	44,085	36,834	36,961	37,946	37,010	40,370	41,072	41,137	41,264	43,651
人件費	9,028	8,794	8,767	8,596	9,200	9,278	8,831	8,578	8,452	8,348	8,444	8,408
扶助費	3,380	3,843	4,300	4,494	4,781	5,494	5,633	6,016	8,533	9,182	9,076	9,516
公債費	4,850	4,890	8,877	3,987	3,949	4,201	4,224	4,170	4,328	4,289	4,106	3,933

※歳出（性質別）は普通会計による



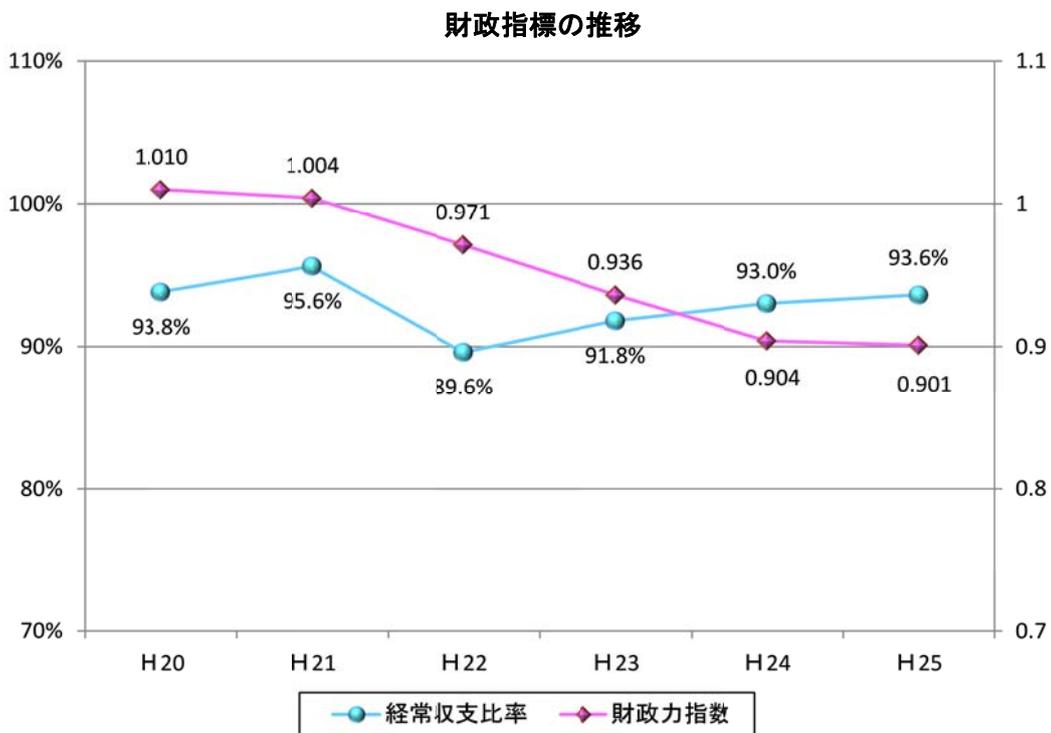
資料：佐倉市「財政事情の公表」

(3) 財政指標

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つの指標）では、実質赤字比率・連結実質赤字比率・将来負担比率の3指標は該当せず、また収入に対する実質的な負債返済の割合を示す実質公債費比率は、5～7%程度となっており、早期健全化基準である25%を大きく下回るなど、良好な数値を維持しています。

しかしながら、少子高齢化の進行により、一般財源収入のうち固定的な支出（人件費、扶助費、公債費など）の割合を示す経常収支比率は、おおむね90%以上で推移しており、弾力的運用のできる財源が少ない状況が続いており、財政の硬直化が進んでいるといえます。

また、財政運営の自主性を示す財政力指数は平成22年以降、1を割りこんでいます。（1を上回ると、地方交付税をはじめとする国などの財政支援の必要性が低いとされます）

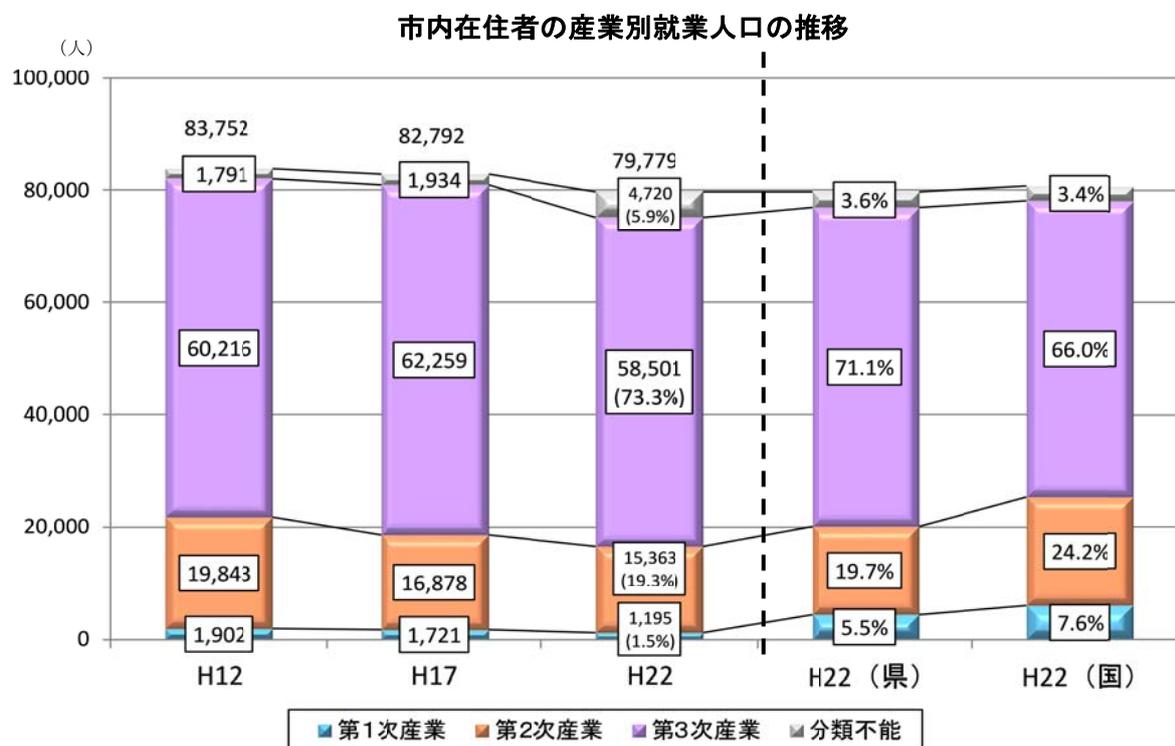


※最後に、本項目における財政用語の説明を入れる。

5 産業構造

(1) 産業別就業人口

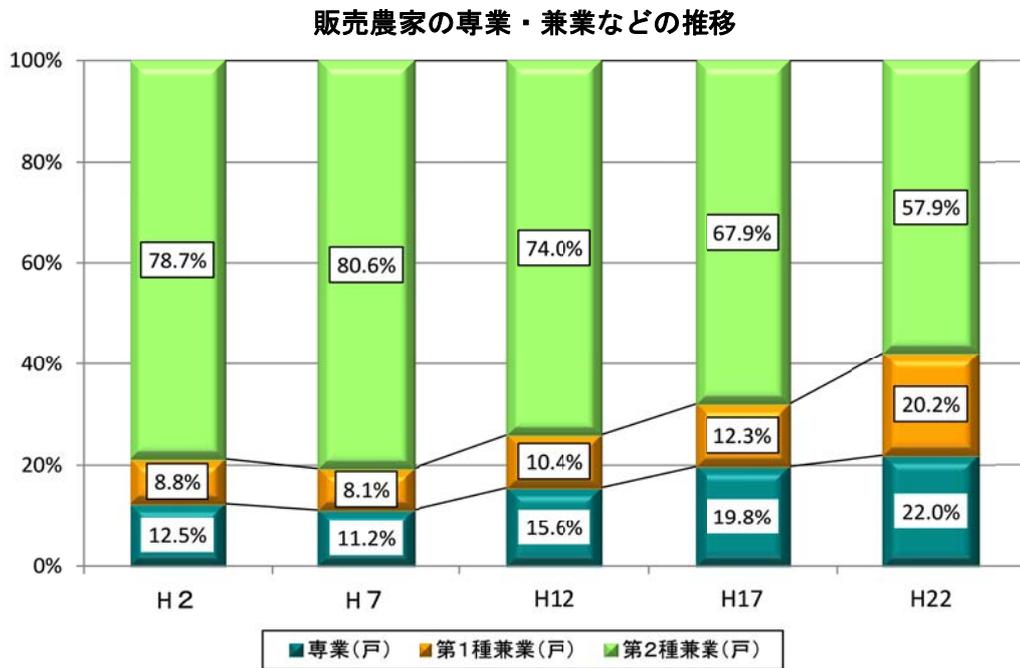
国勢調査による平成22年の就業人口は79,779人で、総人口177,928人の44.8%を占めています。産業区分別の内訳は第1次産業が1,195人(就業人口の1.5%)、第2次産業が15,365人(同19.3%)、第3次産業が58,501人(同73.3%)で、第3次産業の就業割合が高くなっています。平成22年の千葉県や全国から比較して、第3次産業就業者の割合が多くなっています。



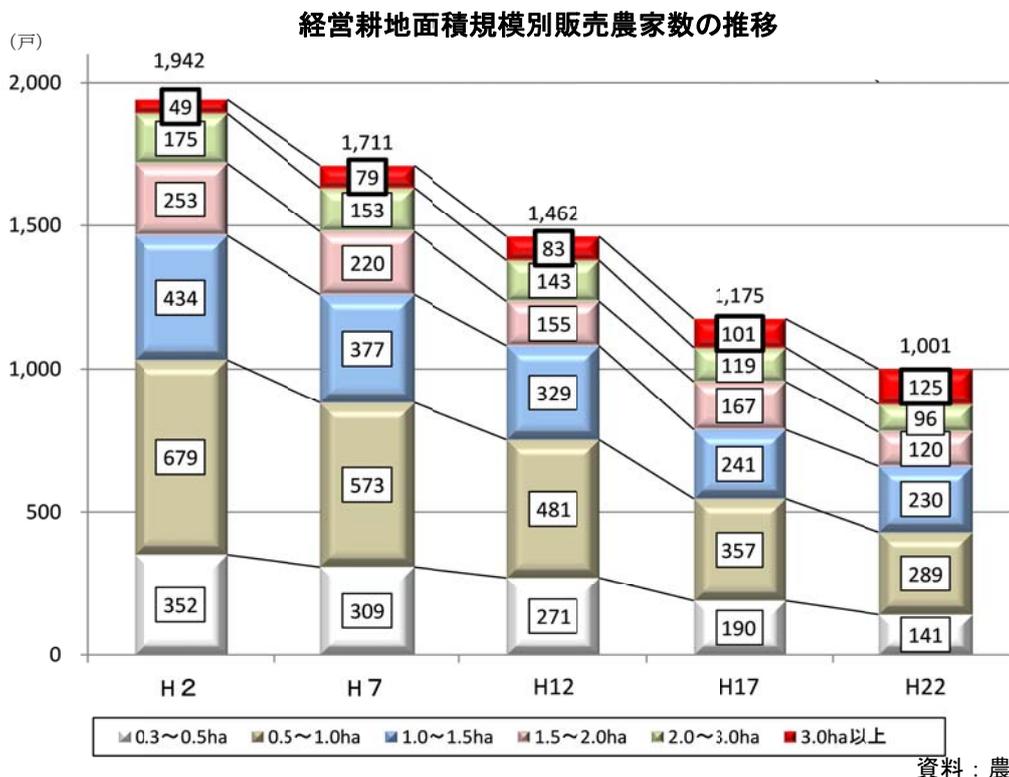
資料：国勢調査

(2) 農業

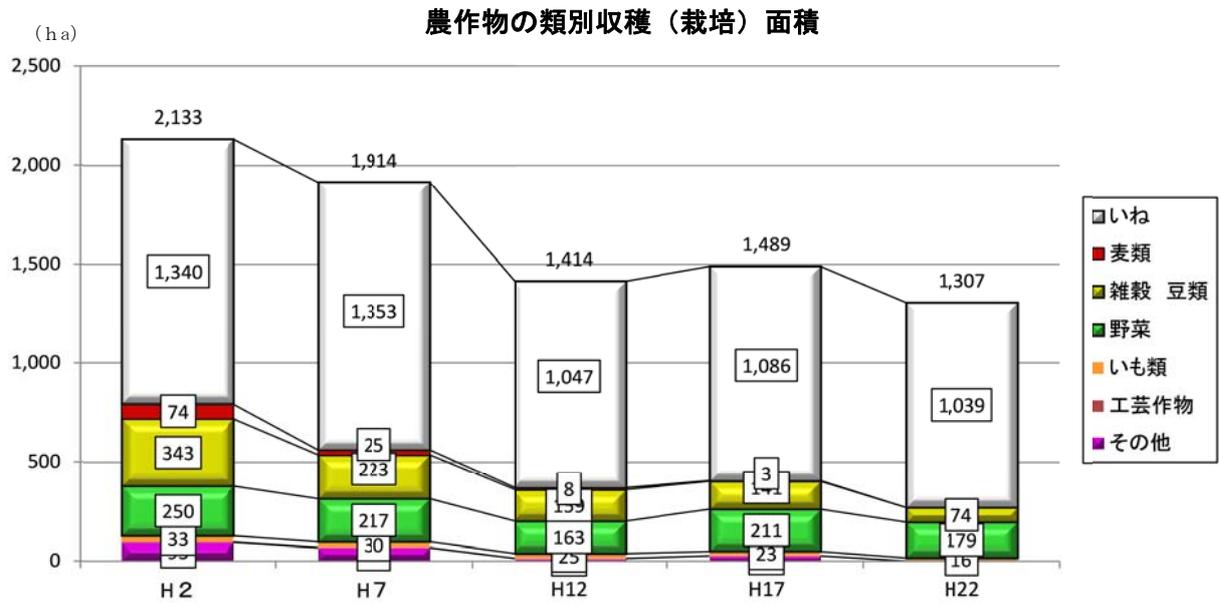
農林業センサスによると、販売農家において、専業農家と第1種兼業農家（全収入の50%以上が農業収入の兼業農家）の割合が増えています。



経営耕地面積規模別にみると、1 ha以下の耕地農家の割合は減少する一方、3 ha以上の耕地農家の割合が増加しており、農地の集約化が進んでいます。



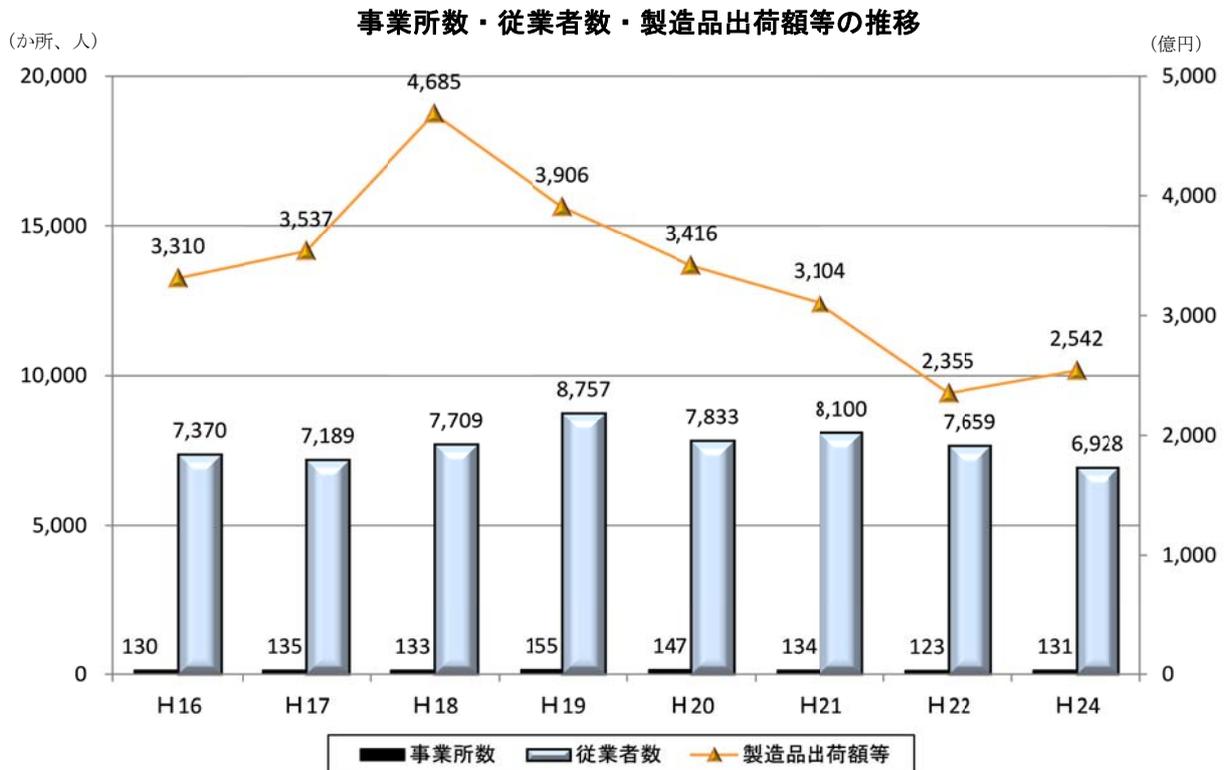
農作物の類別収穫（栽培）面積は、平成2年から平成22年までに約39%減少しています。特にいねの収穫（栽培）の減少面積が大きく、約300ha減少しています。



資料：農林業センサス
 注：平成22年以降は販売農家の集計。露地栽培のみ。

(3) 工業

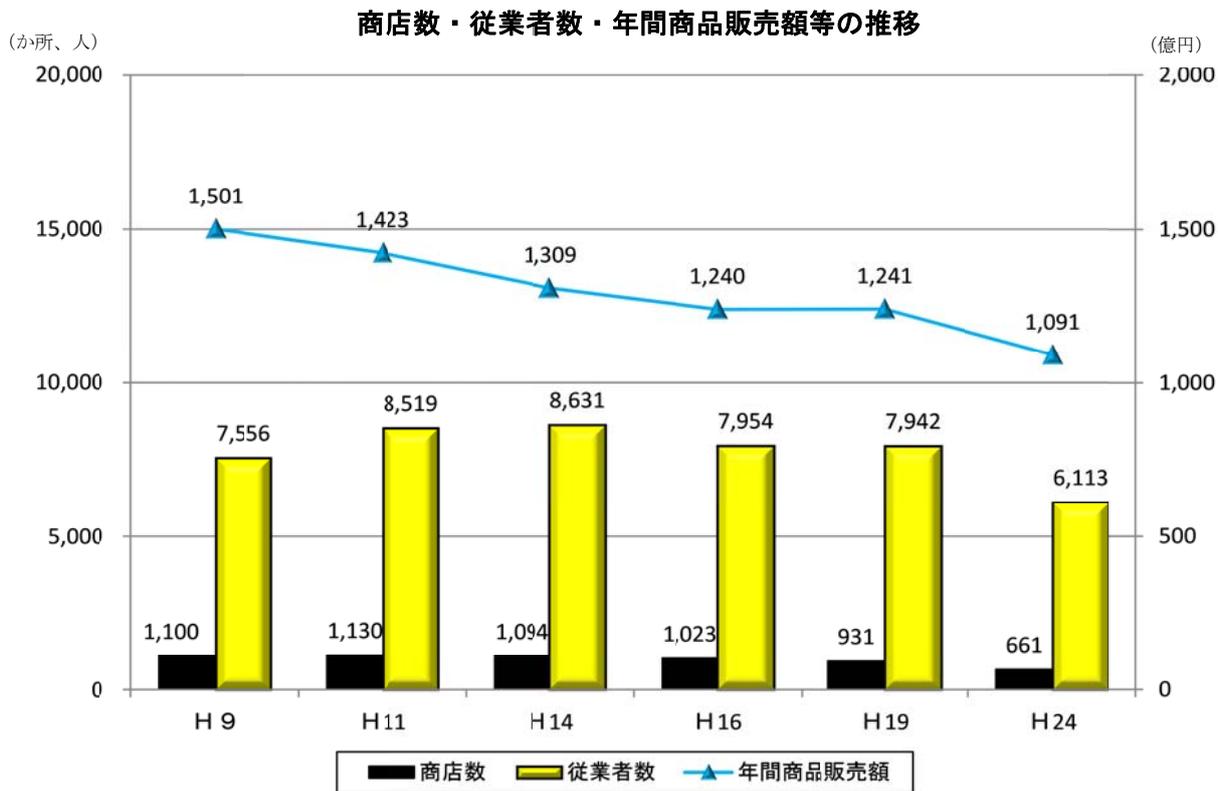
平成24年の事業所数は131か所、従業者数は6,928人、製造品出荷額等は2,542億円となっています。事業所数は、平成19年に155か所となっていますが、それ以外の年はおおむね130か所で推移しています。従業者数も平成19年をピークとして、やや減少傾向がみられます。製造品出荷額等は平成18年の4,685億円から減少の一途をたどっており、平成24年は平成18年のおおむね半分の水準となっています。



資料：工業統計調査、経済センサス活動調査
 注1：従業者4人以上の事業所の数値。
 注2：平成23年は工業統計調査未実施。
 注3：平成24年度は経済センサス活動調査の値。

(4) 商業

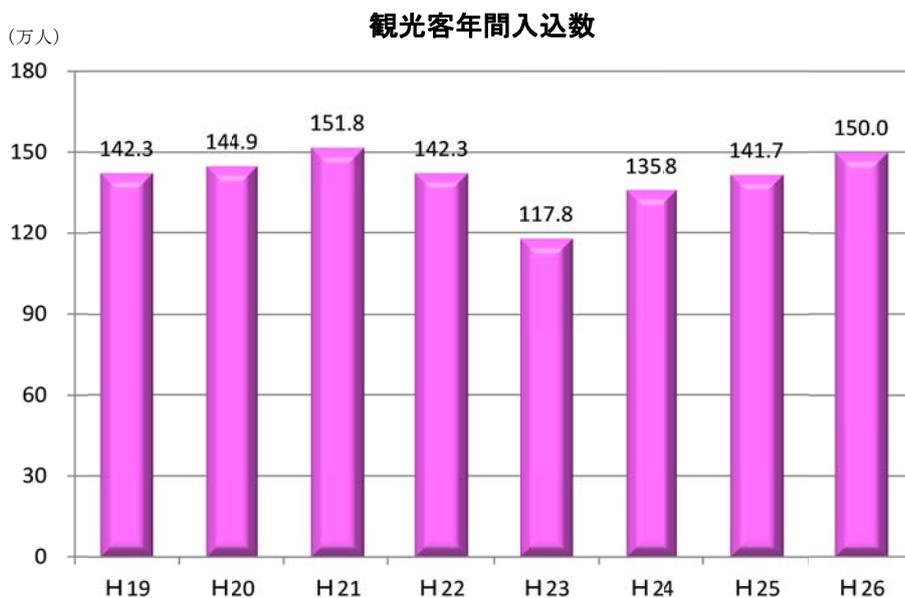
平成24年の商店数は661か所、従業者数は6,113人、年間商品販売額は1,091億円です。これらはいずれも近年減少傾向にあり、特に商店数はピーク時(平成11年)の6割程度となっています。



資料：商業統計調査、経済センサス活動調査
 注：平成 24 年度は経済センサス活動調査の値。

(5) 観光

観光客の年間入り込み数は、平成21年の151.8万人をピークに、平成23年度は震災の影響により大きく落ち込みましたが、平成26年には震災以前の水準まで戻っています。



資料：平成 19 年～平成 23 年は千葉県統計年鑑
 平成 24 年～平成 26 年は佐倉市統計

第2節 佐倉市の主要課題

1 人口減少、少子高齢化への対応

本市の人口は、これまで緩やかに伸びてきましたが平成23年をピークに減少へ転じており、以後わずかずつではあります毎年減少を続けています。

平成26年に本市が行った推計によれば、本計画終了年の平成31年には平成26年比の約2,000人減少が予想されるだけでなく、平成52年（2060年）には平成26年比の約30,000人減少が予想されます。また、総人口の減少だけでなく少子高齢化も進行が予想されており、平成52年（2060年）には総人口の約4割が高齢者（65歳以上）になることが予想されます。

本市における少子化対策、高齢化対策を記述予定

2 歴史、伝統の継承と活用

寛政4年（1792年）に佐倉藩主堀田正順によって創設された、現在の千葉県立佐倉高等学校の前身である藩校「学問所」が設けられ、学問や武芸が奨励されました。また、藩主堀田正睦の招きを受けた蘭医佐藤泰然が天保14年（1843年）に開いた蘭医学の塾である佐倉順天堂では、西洋医学による治療と同時に医学教育が行われていました。こうした城下町として培われた文武両面にわたる文化、好学のもとに、進取の精神に富み優れた業績を残した先覚者を数多く輩出しました。

価値観が多様化する時代のなかにあって、市民がより豊かな生き方をするためには、自分たちが暮らす地域を見直し、愛着を見出すことにより、故郷意識を持つことが大切だと考えています。そのためには、地域の歴史を学び、伝統の継承と活用を行う必要があります。

3 豊かな自然環境の保全と活用

本市は、首都圏近郊の衛星都市として発展してきましたが、緑豊かな自然環境が保全されており、都市と農村が共存して多様なまちづくりを進めている魅力あふれた田園都市です。特に、四季折々に豊かな色彩を見せる印旛沼は、人々に安らぎを与えてくれる憩いの場として市民に愛されています。

また、台地を刻む地形である谷津は、水田、湧水、小川、斜面林などにより構成され、谷津独特の多様な生物の生息地であるとともに、水源や水質浄化、農業の基盤として、人々に恵みをもたらせてきました。

このかけがえのない貴重な自然環境は、本市の主要な景観でもあり、これらの自然環境をできる限り変わらない姿で未来に引き継いでいく必要があります。

しかし、自然環境の保全と活用は、行政の取り組みだけでは限界があることから、市民、事業者、行政が手を携えていく必要があります。

4 芸術・文化の創出

本市には、市民の好きな場所、紹介したい場所として挙げられる国立歴史民俗博物館や川村記念美術館、市立美術館、塚本美術館、佐倉市民音楽ホールなど多くの芸術拠点が 있습니다。

この芸術拠点においては、国内外の質の高い展覧会や演奏会が、年間を通じて開催され、市内外から多くの方々が訪れています。

また、重要文化財旧堀田邸、武家屋敷、千葉県指定史跡佐倉順天堂記念館などの文化財施設をはじめとして、井野長割遺跡、本佐倉城などの国指定史跡など、多くの指定・登録文化財を有しています。

これらの博物館、美術館、文化財施設、史跡などは、市民の手が届く範囲にある貴重な教育資源であるとともに、観光資源としても保存・活用の場が広がっています。

今後は、これら文化芸術の拠点をさらに活用し、文化活動を支援するとともに、すぐれた芸術に触れる機会を増やし、新たな文化・芸術が創造される環境をつくる必要があります。

5 安心して暮らせるまちづくり

市民の生命と財産を守ることは、自治体の重要な課題であり、災害に強く犯罪や交通事故の少ない、市民が安心して暮らせるまちづくりが求められています。

東日本大震災以降、想定外の災害が毎年全国的に発生しており、大規模災害にあっては行政による対策・対応だけでなく、市民一人ひとりや地域が助かり助け合うための防災意識の向上や対策に取り組む必要があります。

また、本市における犯罪発生件数は近年減少傾向ですが、子どもや高齢者が被害にあう凶悪犯罪が近年全国的に多発しており、市民の安全な生活を確保するために、防犯活動の強化が急務となっています。

今後、既存施設などの耐震化施策を計画的に進め、災害などを想定して消防署をはじめとする防災関連機関との連携強化を図るなどの防災対策や、警察署などをはじめとする防犯関連機関との連携強化を図るなどの防犯対策に努める必要があります。こうした行政としての体制強化だけでなく、地域の自主防災組織、自主防犯活動の支援、地域防災の担い手である防災リーダーの育成など、地域住民主体の自主的な活動を促進し、誰もが住み慣れた地域で住み続けられるよう、市民・地域・行政が一体となって安全安心なまちづくりに努める必要があります。

6 地域産業の発展、交通網の充実、近隣市町との連携

市民の日常の暮らしを支える地域産業の発展及び交通網の充実を図ることは、地域経済の活性化や地域全体の活力向上、日常生活の利便性の確保につながる重要な課題です。

本市は、首都圏近郊という立地条件を活かし、商工業や農業などの地域産業の発展に努めるとともに、市民の通勤、通学、買い物などにおける交通の確保に努めてきました。今後も、豊かな市民生活を支える地域の活力を向上させるため、従来からの地域産業のさらなる充実や新しい産業振興に取り組むとともに、高齢社会における日常生活の利便性を向上させる交通網の充実に取り組む必要があります。

さらに、近隣市町においては、平成22年7月に開業した成田スカイアクセス、成田国際空港及び周辺に計画されている集客施設、圏央道などの延伸などにより、地域経済の活性化が見込まれることから、本市においても近隣市町との連携を強化する必要があります。

7 財政基盤の強化

人口減少、少子高齢化、地方分権の進展などにより、今後、本市の財政を取り巻く環境はますます厳しい状況となることが予測されます。本市の財政状況は、県内の類似団体と比較しても財政規模が大きいとは言えず、また経常収支比率も高く、さまざまな施策展開を行うために十分な

財源が確保できている状況ではありません。

これをふまえ、平成25年より本市は第5次行政改革に取り組んでおり、そのなかで財政基盤の強化についても取り組みを進めています。

今後も、本市の歴史、自然、文化を基軸とした地域経済の活性化による雇用機会を確保し、安定的な財源確保に努めるとともに、本市の持つ地域資源を活用した新たな産業の創造など、新しい財源確保に努める必要があります。

8 市民協働によるまちづくりの推進

少子高齢化、核家族化の進行、地域住民相互のつながりの希薄化、東日本大震災を教訓とした災害対策の転換などに伴い、私たちを取り巻く環境は、今、大きく変化しており、市民一人ひとりの公共サービスへのニーズもこれまで以上に多様化、複雑化しています。

これまで公共サービスは、その多くを行政が担ってきましたが、社会環境の変化や市民ニーズ等の質的变化に対しきめ細かな対応が求められる今日、従来の行政の公平性や平等性を原則とした画一的なサービスでは限界があります。

一方で、自発性・自主性に基づく市民活動は、必要なところから、身近なところから、できるところから、どこからでも取り組むことができます。

このようなことから、これからの公共サービスは、行政主導で進めていくのではなく、支える人、支えられる人という構図から誰もが支え、支えられる社会を目指し、市民、行政の相互理解と連携、協働で進めていくことが重要となります。

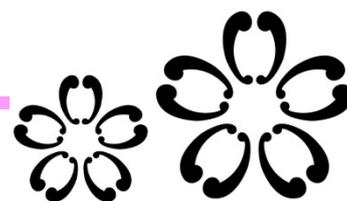
9 住宅環境の改善

住まいの根本は、暮らしと安心・安全を実現するために市民個々が慈しみ育ててきた自身の住まいの価値を、維持・増強することです。長年にわたり快適な生活を送るためには、居住する住宅そのものの性能を高めることや、適正な維持管理を行う必要があります。また、人々が生活を営む地域社会において、隣近所同士の人々のつながりを深め、地域における見守りや助け合い精神を育むことは大変重要です。そのため子どもから高齢者まで、多様な世代が集まり暮らす地域社会において、どの世代も暮らしやすいと感じる周辺環境の整備が必要となります。空き家の有効利用を含めた住宅ストックと、消費者のニーズをマッチングさせるための適切な情報提供の仕組みやそのための施策検討が必要であり、人口減少と、これに伴う税収の減少が予見される中で、交流人口・定住人口の維持、増加を図っていくためには、それぞれの地域特性を把握し、メリハリのある住宅施策を展開する必要があります。

第3節 人口の見通し

人口ビジョンと整合をとり、記述予定

Ⅱ 分野別計画



第1章 計画の体系

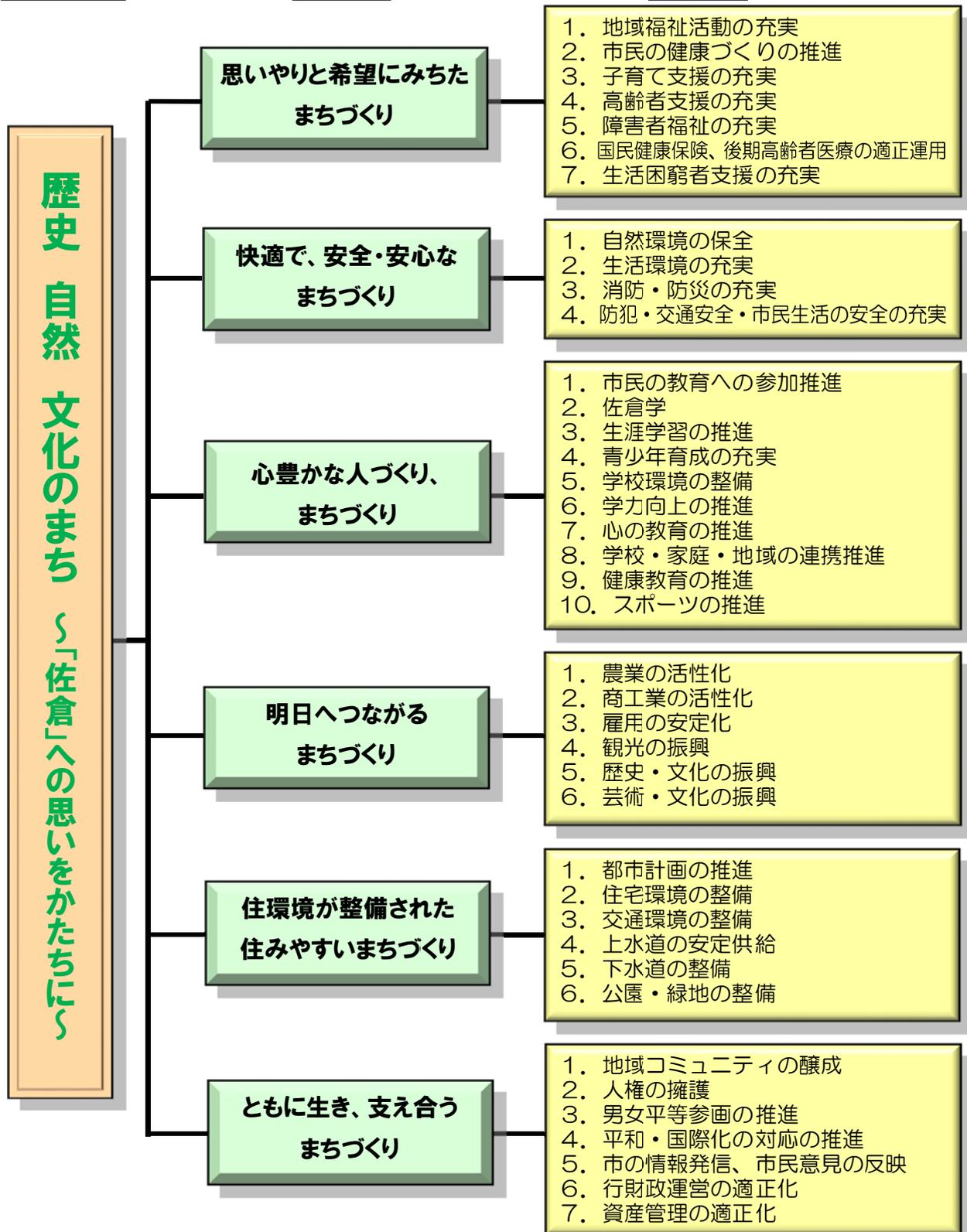
第4次総合計画では、将来都市像『歴史 自然 文化のまち ～「佐倉」への思いをかたちにし～』の実現を目指し、6つのまちづくりの基本方針のもと、施策の推進を図ります。

体系図

将来都市像

基本方針

基本施策



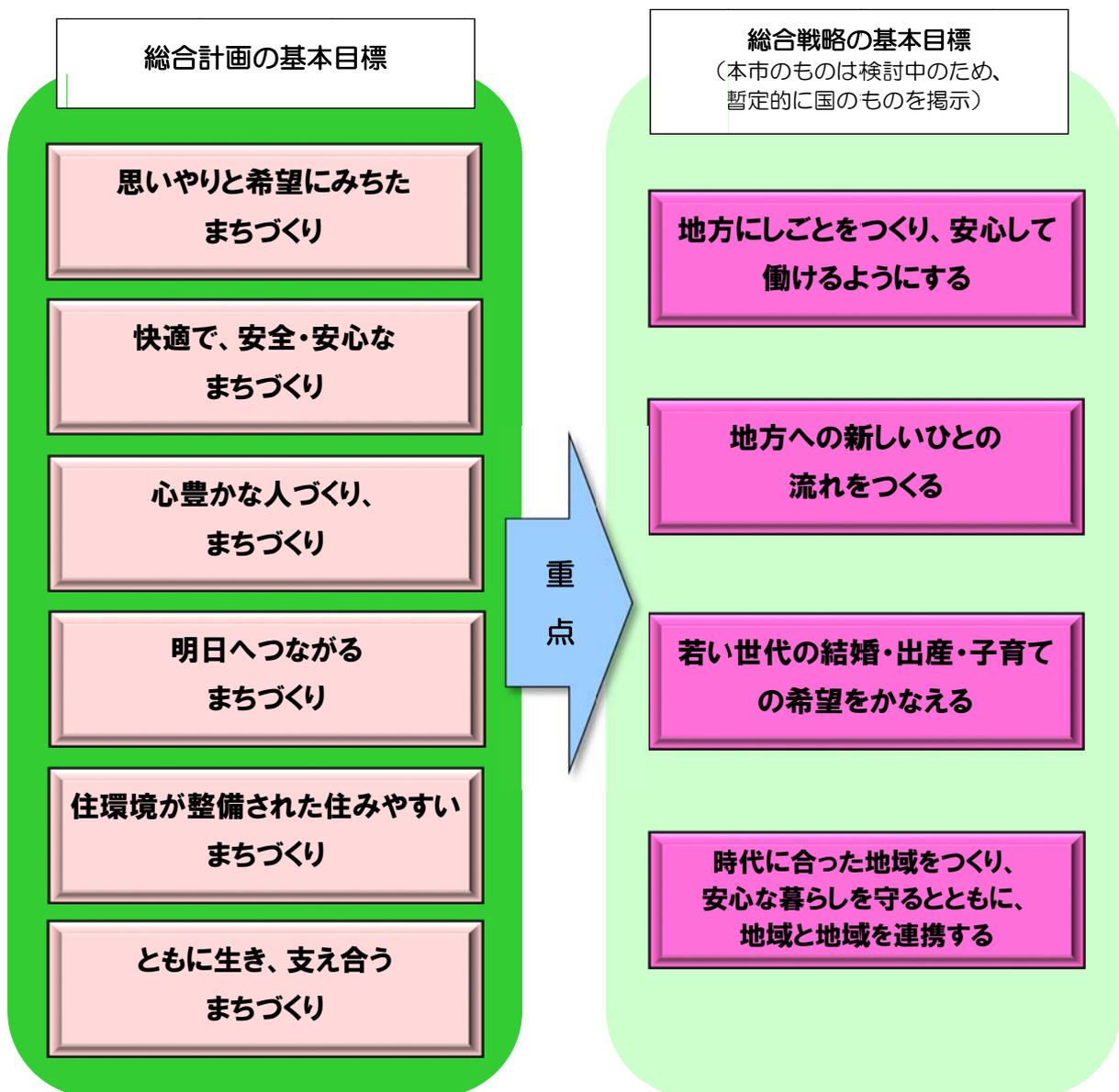
第2章 重点施策

前期基本計画期間中から本市は人口減少傾向に入っており、少子高齢化する人口構成や合計特殊出生率の縮小傾向からみて、現状のままでの目覚ましい改善は難しいと考えられます。

この問題に対し、本市は「まち・ひと・しごと創生法」にもとづき「佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「しごと」と「ひと」の好循環とそれを支える「まち」づくりを推進し、人口減少対策を推進します。

まちづくりのマスタープランたる本計画は、総合戦略を重点施策計画と位置づけ、総合的観点からその推進のための施策体系を構築します。

関連図 (整理中)



第3章 基本施策の展開

✿ 庁内にて検討中 ✿
基本施策ごとに、①現状と課題、②基本方針、③施策の構成とする。

基本目標1 思いやりと希望にみちたまちづくり

1 地域福祉活動の充実

- (1) 人と人とのふれあい、交流があり、ともに支え合うまちづくりに努めます
- (2) 地域福祉活動に関する情報の発信に努めます

2 市民の健康づくりの推進

- (1) 「健康なまち佐倉」を推進します
- (2) 生活習慣病の予防を推進します
- (3) がん・感染症などの早期発見・重症化防止に努めます
- (4) 医療に関する情報の提供に努めます
- (5) 救急医療体制を維持・充実します
- (6) 難病などの患者の支援に努めます
- (7) 健康危機対策を充実します

3 子育て支援の充実

- (1) 妊娠・出産・育児の各期に応じ健康保持に必要な支援を行います
- (2) 乳幼児・小児の感染症予防に努めます
- (3) 乳幼児・小学生児童の保育サービスの充実を図ります
- (4) 子育て情報の提供と、相談・交流の場づくりを行ないます
- (5) 地域における子育て協力体制づくりを行ないます
- (6) 子育てに係る経済的負担の軽減に努めます
- (7) 児童虐待防止対策を推進します

4 高齢者支援の充実

- (1) 高齢者が楽しく生きがいのある暮らしづくりに努めます
- (2) 介護予防の推進に努めます
- (3) 多様な生活支援サービスの充実に努めます
- (4) 認知症施策の推進に努めます
- (5) 介護保険制度の効率的運用に努めます
- (6) 医療・介護・福祉・保険のネットワーク構築に努めます

5 障害者福祉の充実

- (1) 障害福祉サービスの充実に努めます

6 国民健康保険、高齢者医療の適正運用

- (1) 適正に国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の運用に努めます
- (2) 医療費の適正化のため、特定健診、特定保健指導を推進します
- (3) 医療費の適正化のため、保健事業を推進します

7 生活困窮者支援の充実

- (1) 生活困窮者の自立を促進します
- (2) 生活困窮者の相談・指導体制を充実します

基本目標2 快適で、安全・安心なまちづくり

1 自然環境の保全

- (1) 印旛沼をめぐる自然環境の保全を図ります
- (2) 印旛沼流域の水循環の健全化を図ります
- (3) 公害の防止・汚染の回復を図ります

2 生活環境の保全

- (1) 計画的な一般廃棄物処理を行います
- (2) ごみの減量化を図ります
- (3) 不法投棄の防止を図ります
- (4) 日常の生活環境の保全を図ります
- (5) 市民生活における温室効果ガス削減の支援、啓発を図ります
- (6) 市役所の事務及び事業における温室効果ガス削減を図ります

3 消防・防災の充実

- (1) 地域における消防力の充実を図ります
- (2) 消防・救急体制の整備を図ります
- (3) 防災に関する知識・意識の普及を図ります
- (4) 地域における災害への備えを支援します
- (5) 災害に備えた体制を整備します

4 防犯・交通安全・市民生活の安全の充実

- (1) 犯罪の防止を図ります
- (2) 交通安全対策を推進します
- (3) 消費者の安全な生活の維持に努めます
- (4) 相談窓口の適正な運営に努めます

基本目標3 心豊かな人づくり、まちづくり

1 市民の教育への参加推進

- (1) 教育への市民参加を推進します
- (2) 市民とともに教育・文化の振興を推進します

2 佐倉学

- (1) 佐倉学を推進します
- (2) 地域教材を活用した学習の推進を行います

3 生涯学習の推進

- (1) 生涯学習の環境を整備します
- (2) 公民館・図書館などで社会教育を推進します

4 青少年育成の充実

- (1) 家庭教育を支援します
- (2) 地域とのふれあいを増やします
- (3) 青少年健全育成に取り組みます

5 学校環境の整備

- (1) 学校の施設を整備します
- (2) 学校の教育環境を整備します

6 学力向上の推進

- (1) 確かな学力を定着させます
- (2) 経済面での学習支援を行います
- (3) 指導の質を確保します
- (4) 教職員の資質向上を図ります

7 心の教育の推進

- (1) 心を育てる学習を充実します
- (2) 読書を推進します
- (3) いじめ防止対策を推進します
- (4) ひとりひとりのニーズにあった教育を推進します
- (5) 芸術・文化学習を支援します

8 学校・家庭・地域の連携推進

- (1) 学校・家庭・地域の連携を推進します

9 健康教育の推進

- (1) 学校教育を活かした食育を推進します
- (2) 児童・生徒の健康教育を推進します
- (3) 体力向上を推進します

10 スポーツの推進

- (1) 生涯スポーツのサポート環境を充実します
- (2) スポーツに親しむ機会を提供します
- (3) 安全で快適なスポーツ施設を提供します

基本目標4 明日へつながるまちづくり

1 農業の活性化

- (1) 力強い農業ができる生産体制を推進します
- (2) 地域農畜産物の消費拡大を推進します
- (3) 豊かな農村環境のあるまちにします
- (4) 都市と農村の交流を促進します

2 商工業の活性化

- (1) 企業の連携による地域経済の振興を図ります
- (2) 中小企業の経営安定を図ります
- (3) 魅力ある商業地を形成します
- (4) 企業誘致を推進するとともに、既存企業の新たな展開を促進します
- (5) 起業を促進します

3 雇用の安定化

- (1) 就業の促進、雇用の安定化を図ります

4 観光の振興

- (1) 印旛沼周辺地域等の整備推進を図ります
- (2) 花や歴史的資産を活用したイベントの充実を図ります
- (3) 観光施設間・団体間の連携強化を図ります
- (4) シティプロモーション（シティセール）の推進を図ります

5 歴史・文化の振興

- (1) 歴史・文化を普及します
- (2) 歴史文化資産を保全・活用します
- (3) 歴史的建造物を保全・整備します

6 芸術・文化の振興

- (1) 芸術・文化とのふれあいの場を提供します
- (2) 市民による芸術・文化活動を支援します
- (3) 芸術・文化に関する情報発信を行います

基本目標5 住環境が整備された住みやすいまちづくり

1 都市計画の推進

- (1) 計画的で均衡のあるまちづくりに努めます
- (2) 地域の個性を活かした健全なまちづくりに努めます
- (3) 景観形成による愛着と誇りをもてるまちづくりに努めます
- (4) 市民参加によるまちづくりに努めます

2 住宅環境の整備

- (1) 良好な住環境の整備に努めます
- (2) 適正な建築行政に努めます

3 交通環境の整備

- (1) 安心・快適な道路環境の維持管理に努めます
- (2) 交通危険箇所の解消に努めます
- (3) 地域にあった交通手段の確保に努めます
- (4) 公共交通機関への要望及び支援に努めます

4 上水道の安定供給

- (1) 安全で安定した給水を確保します
- (2) 災害に強い水道施設の整備に努めます

5 下水道の整備

- (1) 生活系排水の適正処理に努めます
- (2) 雨水排水の処理施設の整備に努めます
- (3) 水洗化の促進と安定経営に努めます

6 公園・緑地の整備

- (1) 身近な憩いの場の創出に努めます
- (2) 花とみどりのまちを推進します

基本目標6 とともに生き、支え合うまちづくり

1 地域コミュニティの醸成

- (1) まちづくりに対する公共に理解のある市民の意識を高めます
- (2) 多様な主体が連携した地域づくり活動を推進します
- (3) 市民活動の情報交流を推進する環境整備を行います
- (4) 自治会・町内会等のコミュニティ活動を推進します
- (5) コミュニティの活動拠点を確保します
- (6) 市民公益活動に対する市民の意識を高めます
- (7) 市民公益活動に関する推進体制の充実を図ります

2 人権の擁護

- (1) 人権施策の推進体制の充実を図ります
- (2) 人権に関する正しい知識について学ぶ機会を提供します
- (3) 人権問題について考える機会を提供します

3 男女平等参画の推進

- (1) 男女平等についての意識の啓発を図ります
- (2) 男女が対等な立場で参画できる環境を整備します
- (3) 男女平等参画推進センター事業の更なる周知を図ります
- (4) DV防止への取り組みを強化します

4 平和・国際化の対応の推進

- (1) 市民に戦争の悲惨さ、平和の尊さを啓発します
- (2) 恒久平和に向けた世界の取り組みと連携します
- (3) 多文化が共生できる地域づくりを推進します

5 市の情報発信、市民意見の反映

- (1) 情報発信の充実に努めます
- (2) 市政情報の提供に努めます
- (3) 活用しやすい統計情報の提供に努めます
- (4) 市民意見を集約し、効果的な市政への反映を目指します

6 行財政運営の適正化

- (1) 適正な定員管理に努めます
- (2) 職員研修の充実と活力ある職場風土の形成に努めます
- (3) 円滑な事務執行のための組織づくりに努めます
- (4) 市庁舎内での障害を持つ人等の職業訓練を実施します
- (5) 広域的な行政を推進します
- (6) 財政基盤を充実し、財政の健全化に努めます
- (7) 税の公平、公正、効率的賦課と収入率向上に努めます
- (8) 資産を活かした財源確保に努めます
- (9) 窓口サービスの向上を図ります
- (10) 業務システムの改善を図ります
- (11) 電子自治体の推進を図ります

7 資産管理の適正化

- (1) 安全で継続的な施設サービスを確保します
- (2) 持続可能な公共施設の最適化を目指します
- (3) 公共施設における公民連携を推進します